

議案第36号

海部地区環境事務組合格約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、海部地区環境事務組合格約（平成12年2月10日愛知県知事許可）を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。

平成24年6月1日提出

愛西市長 八木 忠 男

提案理由

この案を提出するのは、住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、海部地区環境事務組合格約（平成12年2月10日愛知県知事許可）を変更することについて、協議する必要があるからである。

海部地区環境事務組合理約の一部を変更する規約

海部地区環境事務組合理約（平成12年2月10日愛知県知事許可）の一部を次のように変更する。

<p>第9条第2項の表中</p>	<p>(1) 均等割 (2) 人口割 （前年度の 9月30 日現在の 住民基本 台帳人口 と外国人 登録人口 との合計 人口（以 下「登録 人口」と いう。） による。）</p>	<p>を</p>	<p>(1) 均等割 (2) 人口割 （前年度の 9月30 日現在の 住民基本 台帳人口 による。）</p>	<p>に</p>
	<p>(1) 均等割 (2) 人口割 （前年度の 9月30 日現在に おける登 録人口に よる。） (3) 投入実績割 （前年度の 10月末 現在にお</p>		<p>(1) 均等割 (2) 人口割 （前年度の 9月30 日現在に おける住 民基本台 帳人口に よる。） (3) 投入実績割 （前年度の 10月末 現在にお</p>	

ける前1年間の投入実績による。)	ける前1年間の投入実績による。)
(1) 均等割 (2) 人口割 (前年度の9月30日現在における登録人口による。) (3) 昼間人口割 (前号の人口に、国勢調査における流入人口及び流出人口を加減した人口)	(1) 均等割 (2) 人口割 (前年度の9月30日現在における住民基本台帳人口による。) (3) 昼間人口割 (前号の人口に、国勢調査における流入人口及び流出人口を加減した人口)

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

2 この規約による変更後の海部地区環境事務組合理約第9条第2項の規定は、平成25年度以後の年度分の負担金について適用し、平成24年度分までの負担金については、なお従前の例による。